

利用料金表

(2026年6月1日現在)

【介護保険の法定利用料および利用者負担】

* 地域区分別 1 単位の単価 越谷市 10.42 円

1. 訪問看護料金

時 間	介護給付費単位数	法定利用料 (×10.42)	利用者負担金
20 分未満 (要介護)	314 単位	3,271 円	左記金額より 9割又は8割分又は7割分を 除した額 (1割又は2割又は3割)
30 分未満 (要介護)	471 単位	4,907 円	
30 分から 1 時間未満 (要介護)	823 単位	8,575 円	
1 時間以上 1 時間未満 (要介護)	1,128 単位	11,753 円	
20 分未満 (予防介護)	303 単位	3,157 円	
30 分未満 (予防介護)	451 単位	4,699 円	
30 分から 1 時間未満 (予防介護)	794 単位	8,273 円	
1 時間以上 1 時間未満 (予防介護)	1,090 単位	11,357 円	

※早朝 (6 時～8 時)・夜間 (18 時～22 時) は 25% 増、深夜 (22 時～6 時) 50% 増

※准看護師が訪問の場合は、所定単位数の 90% となります

※20 分未満の訪問看護は、24 時間対応体制の整備、かつ週 1 回以上、20 分以上の保健師又は看護師による訪問看護を行った場合のみ算定できます

理学療法士等による訪問看護 (1 回 20 分/要介護 294 単位・予防介護 284 単位)

時 間	単位数	法定利用料	利用者負担金
2 回 (40 分) (要介護)	588 単位	6,126 円	左記金額より 9割又は8割分又は7割分 を除した額 (1割又は2割又は3割)
3 回以上 (所定単位数の 90/100)	264 単位×回数	264×回数×10.42 円	
2 回まで (40 分) (予防介護)	568 単位	5,918 円	
3 回以上 (所定単位数の 90/100)	255 単位×回数	255×回数×10.42 円	

※理学療法士によるリハビリは 1 回 20 分とし、1 週間に 6 回を限度とします

※3 回以上は所定単位数の 90/100 となります (要支援の場合は 50/100)

※利用開始から 12 月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合 5 単位/回の減算とします

2. 加算料金

項 目	単位数	法定利用料	利用者負担金
緊急時訪問看護加算 (月 1 回)	600 単位	6,252 円	左記金額より 9割又は8割分又は7割 分を除した額 (1割又は2割又は3割)
特別管理加算 I (月 1 回)	500 単位	5,210 円	
特別管理加算 II (月 1 回)	250 単位	2,605 円	
ターミナルケア加算 (適応時)	2500 単位	26,050 円	
看護体制強化加算 (I) (月 1 回)	550 単位	5,731 円	
看護体制強化加算 (II) (月 1 回)	200 単位	2,084 円	
サービス提供体制強化加算 I (毎回)	6 単位	62 円	
退院時共同指導加算 (月 1~2 回)	600 単位	6,252 円	
初回加算 I / 初回加算 II	350 単位/300 単位	3,647 円/3,126 円	
長時間訪問加算 (毎回)	300 単位	3,126 円	
複数名訪問看護加算 (I)			
30 分未満 (1 回につき)	254 単位	2,646 円	
30 分以上 (1 回につき)	402 単位	4,188 円	
口腔連携強化加算 (1 回につき)	50 単位	521 円	
処遇改善加算		総単位数×1.8%	

- ※ 「緊急時訪問看護加算」の同意を得た方の場合、臨時訪問時の要した時間に応じ、訪問看護料金の1割又は2割又は3割の負担が生じます。
- ※ 「特別管理加算」対象者は契約書をご参照ください。
- ※ 特別管理加算、緊急時訪問加算、ターミナルケア加算は区分支給限度額の算定対象外となります。
- ※ 看護体制強化加算、サービス提供体制加算は、厚生労働省の基準に適した施設に対する加算です
- ※ **緊急時訪問看護加算対象者に早朝・夜間・深夜の緊急訪問看護を行った場合は、1月以内の月2回目以降に25%または50%の加算となります。**
- ※ 特別管理加算対象者に1時間半以上の訪問看護が可能です。(300単位加算)
- ※ 「ターミナルケア加算」はご自宅で行われる終末期の看護のことで
- ※ 複数名訪問看護加算(Ⅰ)は2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合
複数名訪問看護加算(Ⅱ)は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合をいいます。

【介護保険法定外の利用料】

1. 交通費：通常の訪問看護地域以外の場合、交通費の実費をご負担していただきます。
自動車を使用した訪問の場合、2～5km未満 250円/回 5～10km未満 510円/回
2. 介護保険支給限度額を越えた訪問看護利用料は、10割負担となります。
3. ケアプラン上の訪問看護時間を超過した場合の訪問看護利用料(90分を超えた場合)
※長時間加算を算定している場合は120分を超えた場合となります。
営業時間内 30分毎に、1,010円 (15分超過から適応となります)
営業時間外 30分毎に、2,020円
4. 緊急時訪問看護加算に同意していない方の場合、訪問看護料金は10割相当の法定利用料額とさせていただきます。
5. 死亡時の看護
死亡時のご遺体のお世話等 20,250円
6. 書類発行
金額証明書：2,500円 療養見舞金：2,500円 指定難病療養証明書：3,000円
7. その他の費用
※ 訪問看護は医師の指示に基づいて実施されるものであり、1ヶ月～6ヶ月の有効期限とし『訪問看護指示書』が発行されます。その際、主治医の医療機関において利用者一部負担金が発生いたしますことをご了承ください。

請求書・領収書の再発行はしておりませんので、大切に保管して下さい。